

ウクライナ避難民に対する一時支援金申請書

申請日： 年 月 日

理事長 宛

以下の内容をすべて確認の上、(公財)板橋区文化・国際交流財団ウクライナ避難民に対する一時支援金の支給を申請します。

- ・支給要件に該当していることを確認し、該当していない場合は支援金を受給できない旨を了解しています。
- ・支援金の支給額は、一世帯あたり 150,000 円（支給対象者が 2 人以上の場合は、一人につき 50,000 円追加）である旨を了解しています。
- ・支援金の支給後に、支給要件に該当しないことが判明した場合等は、支給決定が取り消され、返還を求められることを了解しています。
- ・偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた場合は、返還します。
- ・上記の内容のほか、(公財)板橋区文化・国際交流財団ウクライナ避難民に対する一時支援金支給実施要綱の内容を理解し、同意した上で申請します。

記

1 支給対象者

申請者	フリガナ		生年月日	
	氏名		国籍	
	住所			
	電話番号		メールアドレス	

支給対象者①	フリガナ		生年月日	
	氏名		国籍	
	住所			
	世帯主との関係			

支給対象者②	フリガナ		生年月日	
	氏名		国籍	
	住所			
	世帯主との関係			

2 一時支援金の受給方法

- 財団の指定窓口での現金受給 口座振込（口座情報を書いてください）

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	支店名	本店 支店
氏名	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	口座番号	
口座名義 カタカナ			

提出書類

【申請時】

- 支給対象者（全員）のパスポートの写し等
（国籍 及び ウクライナ出国日、避難民であることを確認できる書類）
- 支給対象世帯の構成員（全員）の在留資格変更許可申請書の写し等
（板橋区内に居住していることを確認できる書類）

【支援金を口座振込で受給する場合】

- 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義を確認できる書類の写し
（通帳の見開き部分など）